

神栖市公告

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

第2期神栖市いのちを支える計画策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月25日

神栖市長 石田 進

第2期神栖市いのちを支える計画策定業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| (1) 業務名 | 第2期神栖市いのちを支える計画策定業務委託 |
| (2) 業務目的
及び内容 | 別紙「第2期神栖市いのちを支える計画策定業務仕様書」
のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで |

2 業務に要する費用（見積限度額）

5,522,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。また、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、公告日現在、以下の要件をすべて満たしている者とする。なお、契約時までに応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 公告日現在において、令和5・6年度神栖市競争入札参加資格者名簿（調査・測定・検査）に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に

該当しない者及び同条第2項の規定に基づく神栖市の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (3) 公告日から受託候補者決定の日までの間、神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程（平成12年神栖町訓令第6号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 役員等が暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 国税、地方税のうち、納税義務があるものに対して完納していること。
- (7) 自殺対策計画・健康増進計画・地域福祉計画等に関する官公署からの業務受託による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年間（平成31年4月1日以降）において、元請として受注した実績を有する者であること。
また、実績が確認できる契約書・仕様書等の写しを添付すること。

4 質問及び回答

本業務の仕様等について質疑がある場合は、次により提出すること。

- (1) 提出書類：「質問書」（様式2）
- (2) 提出期限：令和6年5月7日（火）午後4時 必着
- (3) 提出方法：電子メールのみとし、メールの表題を「プロポーザル質問書」とすること。なお、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
- (4) 提出先：神栖市福祉部障がい福祉課
E-mail：sh-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp
- (5) 質問に対する回答は、令和6年5月10日（金）にホームページに掲載する。
なお、質問に対する回答は、本プロポーザルの実施要領や仕様書等に記載する内容の追加又は修正とみなす。

5 参加表明等に関する事項

本業務のプロポーザルへの参加について、次の手続きを行うものとする。

- (1) 提出書類：「プロポーザル参加表明書」（様式1）
- (2) 提出期限：令和6年5月14日（火）午後4時 必着
- (3) 提出方法：電子メールのみとし、メールの表題を「プロポーザル参加表明書」とすること。なお、代表者職氏名の印については、押印のある「プロポーザル参加表明書」をPDF等にて送信すること。
 なお、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。
 ※電子メール以外の方法による参加表明は受け付けない。
- (4) 提出先：神栖市福祉部障がい福祉課
 E-mail：sh-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp
- (5) 電子メールの受信を本市で確認できた時に、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレスへ確認の電子メールを送信する。
- (6) 参加表明後に、事情等により参加を辞退する場合には、速やかに辞退届を提出すること。辞退届の提出方法は、書面（任意様式）・電子メールのいずれかとし、提出先は、神栖市福祉部障がい福祉課とする。なお、この場合でも、その他の事業において不利益を被ることはない。
 ※本プロポーザルに関する提出書類等は、神栖市ホームページからダウンロードすること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式
1	企画提案書提出届	様式3
2	会社概要調書	様式4
3	担当者調書	様式5
4	業務実績調書（過去5年間）	様式6
5	見積書（税込） 内訳を記載すること（項目は任意とする） ※正本は社判押印、副本は写し可。	任意
6	プライバシーマーク（JISQ15001）やI S M S（JISQ27001）の認証を受けていることを証明する書類 ※認定を受けている場合にのみ添付。	認定証の写し
7	機密保持に関する社内規定を証明する書類 ※個人情報保護に関する従事者等への指導体制や教育に関する項目は、文字を着色するなど強調すること。	社内規定の写し
8	企画提案書（事業計画・提案内容・工程表等を含む）	任意

		7 (3) 参照
9	その他、参考資料 (任意提出)	任意

(2) 提出書類作成方法

- ①企画提案書の様式は、A4縦長横書きを原則とする。文字サイズは見やすいフォント（12ポイント程度）で作成すること。
- ②企画提案書は、提案内容について記載し、7(3)審査基準①～⑥に示した各項目については記載すること。各項目の細分化、項目の追加は認める。簡潔で分かりやすい記述とすること。A3用紙の折り込みは可とするが、片面印刷とし、1枚を2頁でカウントする。
- ③企画提案書本文は20ページ以内とする。（表紙及び目次、パート仕切り等含まず。）A4両面は2ページにカウントする。
- ④提案書類は、フラットファイル等（A4）に、提出書類名を記したインデックスにより、No. 順にとじて提出すること。
- ⑤提出書類をつづったファイルの表紙及び背表紙には、タイトル「第2期神栖市のちを支える計画策定業務委託」及び会社名を記載すること。
- ⑥見積書は内訳も作成すること。
- ⑦正本1部（代表者押印のもの）、副本7部（正本の写し）。
 なお、受付印を押印した副本の返却を希望する場合は、副本8部とする。
 ※郵送による返却の場合は、返信用の封筒及び切手を用意すること。

(3) 提出期限

令和6年5月20日（月）

土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後4時必着。

- (4) 提出場所 茨城県神栖市溝口1746番地1
 神栖市福祉部障がい福祉課

- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録とする）
 ※上記期限内に提出がない場合は、辞退したものとみなす。

7 審査方法等

(1) 1次審査（書類審査）

- ①実施体制、業務実績、価格、個人情報保護について、得点を算出し審査する。
- ②提案者が4者以上の場合には、①で算出した得点の高い順に、上位3者を選定する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

- ①1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、(3)の審査基準に基づき審査する。

- ② 1次審査及び2次審査の結果を合計し、最も優れている提案を選定する。
ただし、審査の結果、いずれの提案者についても最低基準に達しない場合は、全ての提案を選定しない。
- ③提案者が複数の場合にプレゼンテーションを行う順番は、プロポーザル参加表明書提出順位の早い順に行う。

(3) 審査基準

①本計画の基本的な考え方

国の自殺総合対策大綱、茨城県自殺対策計画及び自殺総合対策センターから提供される自殺実態プロファイルを踏まえた提案について
本市の総合計画や福祉部内の計画の理解や方向性を踏まえた提案について

②アンケート調査について

回収率の向上についての具体的な提案について
調査項目が現状把握できる内容の提案について
次期計画に反映できるアンケート調査について

③現状の分析と課題整理

市民の自殺者の現状を把握し、調査による課題の整理及び分析を行う提案について

④提案内容の的確性と有益性

本業務の目的を理解した内容の提案について
計画策定に対する有益な提案について

⑤実施体制、作業工程の具体性

担当者の配置人数、担当者の経験年数や実務実績について
作業工程について

⑥プレゼンテーション全般について

プレゼンテーションの分かり易さ
本業務への意欲や熱意

(4) プレゼンテーション実施概要

①実施日時 令和6年5月31日(金) 予定

②場所 神栖市役所または神栖市保健・福祉会館の予定
※詳細な日時・場所等については、別途連絡する。

③参加人数 3人以内

④所要時間 1提案者につき30分以内とする。

(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)

説明者は、本業務契約後において、主担当者になる者が行うことを基本とする。

- ⑤その他 プレゼンテーションで使用するパソコンは参加者が持参し、プロジェクター・スクリーンは本市が用意する。
 パソコンとプロジェクターの接続方式はHDMIのみとする。
 説明や追加資料は、企画提案書の内容に基づくものとする。

8 審査結果の通知

(1) 1次審査（書類審査）

審査結果を書面により通知する。（5月22日（水）予定）なお、1次審査を通過した提案者については、審査結果に加えて2次審査を実施する旨を、書面により通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

審査結果を書面により通知する。（5月31日（金）予定）

9 日程（予定）

公告及び実施要領等のホームページ掲載	4月25日（木）
質問受付締切	5月7日（火）午後4時必着
質問回答	5月10日（金）ホームページに掲載
プロポーザル参加表明書の提出期限	5月14日（火）午後4時必着
企画提案書等の提出期限	5月20日（月）午後4時必着
1次審査（書類審査） 及び審査結果通知	5月22日（水）（予定）
2次審査（プレゼンテーション審査） 及び審査結果通知	5月31日（金）（予定）
業務委託契約	6月中旬

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションに参加しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

(6) 審査の公平性を害する行為があった場合

1 1 契約

(1) 受託候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。

(2) 受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、受託候補次点者との協議を行うものとする。

(3) 契約代金の支払いについては、業務完了後に支払うものとする。

1 2 その他留意事項

(1) 企画提案は、1者につき1案とする。

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出書類は返却しないとともに、提出者の選定以外には無断で使用しない。

(5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 神栖市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出るものとする。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。

(7) 審査の内容についての問合せには一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 3 企画提案書等の著作権取扱

企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(2) 市は提出された企画提案書等について、神栖市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公

開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。

1 4 担当部署（問合せ先・提出先）

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1

神栖市福祉部障がい福祉課

担当：高木・植原

TEL：0299-90-1137

FAX：0299-77-5844

E-mail：sh-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp